

## 総務文教常任委員会会議録

令和7年5月8日

午前9時30分開会

○副委員長（保田 仁議員） それでは皆さんおはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開催いたします。

まずはじめに、委員長のほうからご挨拶をお願いします。

○委員長（八木幹男議員） 皆さんおはようございます。今日はゴールデンウィーク明けの忙しい中、ご参集頂きまして誠にありがとうございます。

議会にとっては、条例の制定、改廃権は、予算の議決権と並んで最も重要な案件であろうと考えております。行使に当たっては、特に慎重にならなければならない、このように考えております。

今回の審査対象となっている手話言語に関する条例は、政府の記者会見、あるいは道知事の会見などにおいて、手話通訳士が横で通訳している。こういう場面が日常的に見られるようになってまいりました。非常にこういった意味もあり、大変重要な案件であります。あろうと思いますので、慎重なる審議、よろしく願いをいたしまして、ご挨拶に代えさせていただきます。本日よろしく願いいたします。

○副委員長（保田 仁議員） ありがとうございます。

続きまして、議長のほうからご挨拶をお願いします。

○議長（野村祐司議員） おはようございます。時節柄ご多用の中ご参集を頂きまして、誠にありがとうございます。

今日は条例審査でございます。条例審査につきましては、行政運営の根幹をなすものでありますので、よろしく審査のほどお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○副委員長（保田 仁議員） ありがとうございます。

この以降については、委員長のほうから順次進行をお願いいたします。よろしく願いします。

○委員長（八木幹男議員） ただいまから令和7年第2回定例会において、本委員会に付託されました、議案第6号、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件の審査に係る総務文教常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は6名であります。

審査に入る前に、本委員会の進め方について協議いたします。はじめに、説明員から提案理

由の説明を受けたいと思います。提案理由の説明が終わりましたら、総括質疑を行います。次に、条文ごとの審議を行い、最後に全体の質疑を行い、質疑を終わりたいと思います。質疑終了後に討論採決を行います。次に、発言について確認させていただきます。発言の要求は挙手によって行い、委員長の許可を得た後、起立して質疑を行ってください。質疑の方法は一問一答とします。発言については、発言回数については、原則的に制限がありません。なお、委員会にも町会議規則第57条の規定が適用されますので、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたりまたはその範囲を超えないようお願いをいたします。以上、このような方法で会議を進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認め、このような方法で会議を進めてまいります。暫時休憩いたします。

休憩宣言 (午前9時35分)

(保健福祉課説明員 入室)

再開宣言 (午前9時35分)

○**委員長 (八木幹男議員)** 保健福祉課説明員の皆さん、ご苦労さまです。休憩前に引き続き、委員会を開会します。

それでは、審査に入ります。本委員会に付託されました議案第6号、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件を議題といたします。議案第6号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

保険福祉課長。

○**保健福祉課長** おはようございます。よろしく願いいたします。今回の条例の制定につきましては、手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援についての基本理念を定め、障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、互いを理解し、個性を尊重することによって、自分らしく安心して暮らすことのできる地域共生社会の実現に寄与するため、制定するものです。

この条例の制定に至る経過と背景についてご説明いたします。障がいを持つ方々が日々の生活や人とのつながりを持つ上で基本となる意思疎通の手段に壁があることで、健常者と同様に知る権利や意見を述べることに不利益があるという現状について、町民の方から意見を頂いたことをきっかけに当事者や障がい事業所職員等で構成する美瑛町地域自立支援協議会において検討を進めてまいりました。

特に、音声による情報取得や意思疎通が中心となっている現在において、生まれつき、または言語を取得する年齢以前に耳が聞こえないろう者の方の方にとって、手話は唯一かつ必要不可欠な言語であることが一般的に理解されておらず、ろう者の方々が長い間苦しんできたとい

う歴史もあることから、本条例案では、あらゆる障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援とともに、手話言語の理解及び普及については別に明記したものです。以上で私のほうからの説明を終わります。

○委員長（八木幹男議員） はじめに、総括質疑を許します。総括質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 6番、青田でございます。おはようございます。どうぞよろしく願いいたします。総括質疑を行います。

まず、この手話言語の理解及び障がいの特性に応じた一つの総合的な支援に関する条例の制定の経緯について今ご説明頂きました。その中で、二つの委員会、また町の自治基本条例に基づく町民コメントの内容について敬意をこの場で改めてですね、各委員にも認識していただく必要があるとの思いから、伺いたいと思います。

総括ということなんで細部にわたってということではありませんので、ご理解頂ければと思います。まず、自立支援協議会の開催について触れられておりました。令和6年8月7日の自立支援協議会の議事録が手元にあるんですけども、その中で、各委員から様々な自立支援協議会の委員から様々な意見が出されながら、事務局のほうも説明して、今回の議案の上程、条例案の上程に至っているところだと思いますが、まず自立支援協議会の中でですね、大ざっぱな説明で結構なんですけれども、どのような意見が出されて事務局のほうでどのような説明を行ったのか、まず伺いたいと思います。これが1点目になります。

次に、令和6年の12月16日から令和7年の1月16日までの期間、町民コメントの募集がありました。その町民コメントの内容について、賛否、この条例に対して出たかと思うんですけども、事務局としてはですね、どのような受け止めをされたのか。まず2点について伺いたいと思います。

これ委員長一問一答でよろしいですよ。

（「はい」の声）

そうですね、はい。以上2点についてお願いいたします。よろしく願いいたします。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 まずですね、1点目の自立支援協議会でのご意見というところになりますと、当日はですねこちらの自立支援協議会開催の前にですね、障がい者の関係の10年間の先だって策定させていただきました、美瑛町の障がい福祉計画。そちらのほうの関係でですね障がいある方ですね、アンケート、全戸にアンケートをとらせていただきまして、そのアンケートの中でですね、こういった手話言語の関係だとか、意思疎通の部分のご意見を賜ったところでござ

います。その中のご意見といたしましては、ちょっと次の点の町民コメントに触れるところもあるんですけども、やはり手話が言語ということをしっかり認識というのを深めていただきたいというようなご意見もある一方でですね、やはりほかの例えば知的の障がいがある方には、何も意思疎通でそういった支援をしてくれないのかとか、そういった風、そういったものも条例のほうに何か入れてつくるんだったら、入れてほしいみたいなどころのご意見もありました。そういったご意見やですね、地元で活動されてる手話サークルさんのご意見というところで、これまでの歴史の部分、手話が言語だよということが認められてなかったという過去の歴史の部分だとか、もうちょっと皆さまのそういう言語であるということを知ってもらいたい。そういったご意見を踏まえた中ですね、自立支援協議会のほうで、そのご意見を踏まえた中で意見を頂戴したんですけども、議事録のほうに載っている部分もちろんございまして、ちょっと、できれば手話を単体でつくってほしいっていう、労働者の方からのご意見だったりとか、あとはいろんな障がいの事業所の方もいらっしゃいますので、そういった事業所の方からは、やはり知的の方もいれば、ほかの身体、聴覚障がいにかかわらず、いろんな身体の方あと精神の方もいらっしゃるということで、そういった方々が安心して暮らせるような、そういった条例も、つくって作りたいっていうようなことも、ご意見としては頂いたところです。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 2点目のはい、すいません。はい。質問の冒頭でちょっと私二つね、質問してしまって回数制限なくて一問一答ということなんで、改めて伺いますけど、町民コメントの中でですね、やはりその他の障がいのある方に対しての思いから、なぜ、手話のみを言語としての条例、条例としての位置づけをするのかというそういうようなですね意見が五つほど出たかと思います。非常にですねこのような町民コメントを見ると、ある意味ですね、私自身の受け止めとして本当に関心を持たれてて、こういう風にねコメントされているなという風に思うのがある。ありがたいですね、手話に対しての理解がどこまでやっぱりこうあるのかなというふうなところがやっぱりちょっと疑問に思ったところもありますが、町民コメントの中で五つの反対というか意思表示があったかと思います。それに対して事務局のほうはですね、一つずつについての解説は要らないですけど、トータルとしてどのような思いでこの条例にですね、落としどころを設けてやっていたのか、その辺りについてですね、ご説明を求めたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 町民コメントの関係につきましてなんですけれども、こちらのほうですね意見としては先ほど青田委員おっしゃるとおりですね、賛成的な意見と反対的な意見というところ

で、全部で11件、うち1件がちょっと意見ではなかったのですが、10件という形になるかなと思うんですけど。その中でですね、こちらのほうで1件1件をご回答させていただいたんですが、やはりこちらとしてはまず一番最初に認識したというのが、やはり手話っていうのが、あくまで一つの意味疎通の手段っていうところで、皆さんが認識されているっていう。ちょっと私たちがこの条例に携わっているいろいろ調べていく中で、やはり手話っていう部分が言語として、法律、障害者基本法だとか、権利条約というところでしっかり明文化されているにかかわらず、なかなかそこが一つの言語体系だよっていうことではなく、やっぱり疎通ですよっていうところにやっぱとらえられているなというところが、すごい受け止めた意見があるなということで受け止めさせていただきました。で、北海道のほうでも手話言語の部分の条例だとか、意思疎通の上いろいろそういったところで手話言語だよというところの条例はつくって広めているところなんですけれども、やはりそのコメントの内容を見るとそもそもそういった条例があることも、やっぱり認知されていないというところが事実としてありまして、そういったところをですね、まずやっぱり理解していただく。我々も含めてですけども、町民皆さまに理解をしていただいて、手話が一つ一つちゃんとした言語体系だよ。日本語とは違う言語体系だよっていうところをまず知っていただくっていうのが一番重要なことなんだろうというところで、ご回答のほうさせていただいたところです。

あわせてですね、やはりその合理的配慮の部分のご意見も頂きまして、先だって合理的配慮の部分も広報ではお知らせしたんですけども、やはり町内の事業所とか、そういったところでもまだちょっと浸透してないところがあるんじゃないかというようなご意見も賜っておりますので、そういったところの合理的配慮の部分は、それは手話だけではなくもちろん、全ての障がいの方に対して、ある人とない人と分け隔てられないように等しく情報取得できるような、情報取得して活動ができるように、そういった少しでもバリア、障壁の部分を取り除いていけるような取組を進めていきたいなという風に思ったところが、こちらとしての認識です。以上です。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 青田委員。

○委員（青田知史議員） 答弁頂きました。この条例の制定の趣旨ということでですね、地域共生社会の実現というか、そういうような文言が出てきております。これは、本町の地域福祉計画もそうですし、障がい福祉計画についてもですね、障害者福祉計画についても、しっかりとですね位置づけられていて非常に大切なことではあるんです。ただ、今回のこの条例の中でですね、やはり理解をしてもらえた上で条例を制定にすることが、制定過程の中でですね、ちょっとこう、時間をかけるなり、もう少しこう幅広くやるなりっていうそういうのがですね、必要だったのではないのかなというところが何か私自身の受け止めとしてあります。決してこ

の条例を否定するわけではないんですけれども、政策課、制定過程の中です、自立支援協議会のほうに諮って、なおかつ町民コメントを求めているんだけれども、果たして言語とかどうかという、手話は言語かどうかという位置づけです、条例の中にも、意思疎通手段ということで幾つか表記はされているんだけれども、その言語であるかどうかの関して焦点を当てた条例と意思の疎通を支援していくという条例はですね、北海道においてもそうですけれども、また旭川市においてもそうだけれども、やっぱりこう分けてですね、条例制定するというのが本来的な在り方ではなかったかなっていう風に思っております。そこで伺いたいのが、今回のこの条例制定の中で、手話言語条例という一つの要点とあわせて意思の疎通ということですね、あわせたことに対して、この条例の建付けとか制度でいきますとね、手話のまず理解及び普及がまずここに位置づけられてます。それ並びに、特性に応じた意思疎通の総合的な支援ということですね、やっぱり二つのことに対して、あわせてやる条例になっているという風な捉えをお渡ししているんですけれども、意思決定とか政策を制作、条例を制定していく中で、経過の中であわせてやることになってですねその理由とか、考え方、そしてこれからどういう風な思いがあってこの条例をですね、制定後使っていくのか。単なるアクセス条例になってはいけないと思いますし、できた条例とかね、そういうものがあるってはいけないと思うんで、やっぱりこう魂込めたしっかりとした町民理解を促進してしっかりとやってもらうための条例にするためにどのような思いがあるのかですね、二つ両論を包括した条例になっている事に対する説明を頂きたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 ただいまのご質問につきまして、まずですね、条例制定前の活動というところだったんですけども、自立支援協議会の中でも、やはりそういった、それぞれの障がいの部分の事業所さんの代表ということで、そういった障がいの1項、何ていうんでしょうかね、総合的な知識というところはやっぱりあっても、なかなか聴覚障がい者の手話に部分っていうところがなかなかやっぱり知識的にはないという方の委員さんもおられまして、その中で先進的に手話の取組をされている、新得町のほうに視察に行かせていただいて、そこで次、そういった役場の方だとか、そこでの事業所さんの取組等をですね、拝見させていただいて、勉強させていただいたところとあと、町民の皆さまに対しても、自立支援協議会の委員さんだけじゃなくてちょっと学習会というんでしょうかね、そういった障がいについてのまず学習会をちょっとしようというところで、旭川のろう学校の校長先生にですね、令和5年のですね9月に、11月14日にですね、ごめんなさい。今年の11月の27日に学習会ということで校長先生のほうから、聞こえないとは、道教育についてということで、まず聞こえないってどういうことなんだろうというところの、まず聴覚障害の部分のことについてもうちよっと皆さんに知っても

らおうというところで、委員さんとあと町民の皆さまにも来ていただきまして、当日40名ぐらいの方、結構会議室パンパンになるぐらいの方が参加していただいて、していただきました。その後ですね、令和6年の5月にも、聞こえない人の言葉育ちクラスということで北見にいらっしゃる方で、東野先生ですね、元愛知のほうの大学の教授をされていた方、先生をお招きしまして、そちらの方にもご講演といいますか、学習会していただきまして、そこでは手話とかやっぱりそういった手話言語の部分のところにも触れていただきながら、学習をしていただいて、そちらのほうも、30人以上超え30人を超える方に参加頂いて、皆さまには公私ちょっと少し知ってもらう機会というのを設けたつもりであったんですが、やはりちょっと青田委員おっしゃるとおりもうちょっとそういった、勉強する機会とか、周知を事前に周知啓発する機会があったのがよかったのかなというのは、ちょっとこちらとしても考えているところではあるあります。

で、その条例の部分の一つ二つを一つに統合すると二つに分けるということで、今全国の中でもコミュニケーションとくっついて、統合している条例もあれば、別々に分かれている条例もあるというところで、やはりですね、こちらとしては、手話の部分が、やはりなんて、何で手話だけだっというところの、やっぱり、こちらが周知しても、やはりその手話が言語としてとらえられなくて意思疎通の手段ということで捉えられてしまうというところのやはりそういった認識がありますので、町としてはいろんなご意見分けたほうが良いとしたほうが良いといういろいろな意見があったんですけれども、最終的にはやっぱり手話は言語として認めつつも、あくまでも意思疎通の手段としても一つ、手話だとか職種とかいろいろ、もちろんほかの意思疎通の手段もありますけれども、そういったところとあわせて、やっぱり包括的にそこは、コミュニケーションの支援というのもしていきながらも、手話言語としてやっぱり確立していく。そういったところを目指していこうということで、統合した条例ということでご提案をさせていただきまして、この後ですねやはり運用していく中で、その取組の中でやはりちょっと分けて、しっかり条例を分けた中で運用していくべきだろうとか、そういったところのご意見だとか、今後の自立支援協議会とかの中でも、そういうところ見た見直したいなところは、適宜ご意見を頂きながら検討してまいりたいと思いますので、そういったところもちょっと考えながら、進めてきたら、進めていきたいなという風に思っております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに、総括質疑ございませんか。

（「はい」の声）

13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） 13番、高田です。私もですね、青田議員と同じなんですけれども、美瑛手話言語の理解及び普及と、それと、障がいの特性に応じた意思疎通総合的な支援っていうのは、全く並列ではなくって、これは一つ一つの条例になるべきものだと思っていまして、

まず手話の言語の理解促進という、先ほど係長からもいろいろ説明があったように、意思疎通の手段っていう考えが違う。一般的な考えになっているってところが、大きいので、そこに、そこを、並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援ということになると、これって同じものとしての考えになってしまうっていうのが、一般の方の見た感じから条例を最初の名目から見たところから、もう同じという風に見られると思うんですね。なので、町民コメントの中でも、どうしてもそこが主体になってみえるから、ほかに、身体に障がいを持っている方たちは、ほかにもそれこそ、視覚障がいの人にしても、今回の町民コメントっていうかこの条例ができることも視覚障害の人たちにどうやって伝わってるかって言ったら、伝わってるわけではないので、そこってすごい、様々な人に伝わってるかっていうところがまず、そこが手段っていうか、情報を取る手段っていうところの、そっからの一つになってくるので、それと、手話言語っていうところっていうのは、違ってくるものだと思っているので、ここは、やはり別々に考えた中での条例を作成するべきではないかなあという風に考えているんですけども、同じお答えになるかもしれないんですけど、そのこの辺のところって、その審議会とか協議会の中では、どういったご意見というか、一般的なアンケートもとってるっていうお話もいろいろ聞いているようですので、その中でそこんところの条例が並列になるっていうところで、何かほかにご意見とかはなかったんでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 自立支援協議会の中で検討させて、検討する際にですね、別にですね部会のほう条例の検討する部会をちょっと設けまして、その中で、自立支援協議会の委員のほかですね、手話町内の中で活躍されている手話通訳者の方、あと手話サークルの代表の方にも参画頂きまして、その部会の中で検討した内容を地域自立支援協議会のほうでさらに検討するという形で、部会のほうも合計7回ですね開催させていただきました。で、部会の中でのご意見としましては、やはりこの条例の中で、条例を一つにする二つに分けるっていうようなことのご意見もあったんですけども、意見としまして、一応手話の部分は言語として認めてほしいというところは、やはり手話サークルだったり、ろうの、ろう者の方の過去長い間ずっと求められてきた部分ということで、手話言語の部分の条例を最初つくってほしいというところが始まったんですが、結構いろいろな視察をしたりとか自立支援協議会で内容を検討したりとか、あと視察、学習会をする中で、やはりいろんな障がいの方も参加されて学習会にもいろんな障がいのある方も参加されておりました。その中でも、そういった中を、そういった方々を見る中で、やっぱりほかの障がいの部分の意思伝達っていうところの手段、ちゃんと支援していくっていうところで、手話の部分もちろん言語体系としての確立するのは非常に重要なんですけども、そのほかに例えば手話通訳士等の派遣だとか要約筆記とか、そういったところは町でもいろいろ

講座のほうを設けたりしてる、申込みとか承ってるんですけども、そういったところの、やはり人材の部分だとか、そういったところも、やっぱりそういった手話サークルの方々とかからも、なかなか不足しているというところのご意見も頂いております。そういった方々、まあそういった部分で、言語として確立しながらも、やはりそういった方を支援する支援者のやっぱり養成だったり、そういったところの確保につなげていくためには、まず、いろんな手話だったり要約筆記とか、いろんな意思伝達手段がまずありますと。そういったところの手段を障がい者の特性に応じてそこを支援していきながら使っていけるような、それを、それを障がいのある人が選択して利用する。そういったところのやっぱり支援をしっかりとしないといけないといったところを、やはり総合的に考える必要があるねというところで実施し、地域自立支援協議会に諮った中で、二つの意見、二つに分ける意見と一つの意見もあったんですけども、最終的には、そこは一つ統合して、条例を進めるというところでなりました。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 分かりました。私も、すごく自立支援協議会のことは、入っていましたので、私がちょうど入って2年目のときですかね、ろうの方が入ってきて、そして手話通訳の方が、やはり、そういう方が入ってきたということは非常に強い自立支援協議会だと思いますけれども、今回見ると、やはりそういう声が非常に大きかった労基法の声が、条例になってしまったのかなという風にちょっと思っています。やはり、高田議員が、申し上げたように、ほかの人の意思と一緒にするのはどうなんだろうと私も思っています。ちゃんと作るんだったら、基本計画にのっとって、総合福祉計画にのっとっていろんな障がいの人があるわけですから、そこはちょっと分けたほうがいい。私はどうなのかなという風に思っています。今、青田議員からもお話出て、高田議員から話が出たので、ここはやっぱり一緒にしたのは声が大きいほうが言ってしまったのかなという風に思っているんですね。ですからそこはもう一度、条例個々案、あくまでも案なので、出された。もう少し考えなかったのかなと思ってるんですけど、役所の人考えることではないって言われればそれまでなんですけど。その辺は福祉係長さんどうでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 障がい者福祉計画のほうにももちろん障がいの部分の意思疎通の部分の支援だとか、そういったところも、交換された内容で、記載のほうはされているところです。で、その条例の部分も、やっぱりのろうの方、委員さんでおられますけれども、そういった方々の声というのは当初からも、手話サークルのほうからもいろいろな要望というんでしょうかね、その中ではやっぱり手話の言語として認めてほしいというような声は長い間あったというところと、

あとそういった委員さんのほうからも意見ということで、自立支援協議会の中の委員さんからの意見というところもあってですね、今回手話言語というところの部分を美瑛町でも、条例案をつくってっていうところでの運びにはなったんですけども、まずこちらの統合する、それとも別々に表記するっていうところは、自立支援協議会の中でも、いろんな意見あって、別最初に、一番最初は別々が多いとか、一緒にしたほうがいいといったところの意見もありまして、何ていうかね自立支援協議会の中のご意見と、あとは、いろんなアンケート。アンケートのほう頂いたご意見だとか、そういったところを踏まえて、最終的には自立支援協議会の中では一つの、こちら統合した条例で、ほかに町でこういった統合してですね、運用している自治体もありまして、そちらの条例等も拝見させていただいた中で、美瑛町としては、こちらを一つの条例として、運用していくということにはところで、案のほう条例案を作成させていただきましたが、こちら運用するに当たりましては、ちょっと先ほどもちょっと青田委員のときにもちょっと少し申し上げたんですけども、見直しというところもそうですし、あと普及啓発の部分も、やはり手話言語検討、手話は言語だよっていうところのしっかり他のその他の意思疎通の支援とは別だよということで、そこはしっかり切離したもので、しっかり周知していくというところは非常に重要なことだと思いますので、今後しっかり周知をしていった中で、この条例が生きるというんでしょうかね。目的が達成できるような条例にしていきたいというのがこちら原課としての考え方です。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) 非常によく分かるんですが、ほかの障がいもこの総合的な支援の条例の中に入るということになるわけですね。でもこの条例を見ると、ろう者を中心とした条例になっているわけで、その辺がちょっとうん。例えば、次の頁、最後の施策の推進だっという、意見を聞かなきゃいけない。そうそう、この辺ほとんどは手話について、なぜ手話条例だけにしなかったのかなっていう、本当に分かりやすいほうが何かよかったような気がしますね。これだと、さっきおっしゃったように、ほかの人のほかの障がいでも、この条例に沿ってできるってような話があったので、それはちょっと書いてないので、主は、一口意思の疎通ということで、基本理念とかそういうのはすごくよく分かるんですけど、だったらもっと分かりやすく、今係長がおっしゃったように、皆さんに啓発するわけですね。これからね。分かってくれると思うんですね。その後は分かりやすいかなってちょっと私も思っています。どうもやっぱり、意思疎通、総合的な支援って、最初のほうの手話理解及び普及並びに障がいの意思疎通のに関する条例のほうが何か。うん。うん。何かはつきり分かりやすいかなと思っているんですが。すみません、話がまとまらなくて申し訳ない。

(「はい」の声)

○委員長（八木幹男議員） 課長。

○保健福祉課長 本日にいろいろご意見頂いたように、何か内容の協議も、やはり協議会の中では、ご意見もありましたし、本当にいろんな議論を重ねてきたところなんです。最初、当初ですねやはり多少全てのやっぱり障がいの方たちをまずのことを、表現しなければいけないんじゃないかっていう考えで、そこをまず、最初に案として作っていた経過もありました。ただやはりそこに、やはり手話のろう者の方たちの思いというか、手話言語ってところがやっぱり一般的に理解されていないっていう部分の思いがすごくありまして、それを協議会の中でまた議論を重ねていく中で、やはりどっちどちらもやはり大事なもので、どうにか、うまくそれを表現できないかなあという風に考えて複合条例という形で、最終的には考えていったというところがあります。で、ここも先ほど高田議員が並列になってるのもどうだろうかっていうところもございましたが、この並列も、順序というか、どちらを先に掲げるかっていう部分でも相当こう、悩み悩んだところもありまして、そ、そこも、当初全障がいを先に持ってきて、ろうのもうちょっと特定された障がいの部分は、後者についていう風に考えたときもありました。ただやはりそこではやはり手話が手話言語のところは薄まるのではないかというご意見もあつたりですとか、本当に、本当にいろいろ試行錯誤して最終的に協議会のほうで、これならっていうところでお認め頂きながら、提案させていただいたという経過があります。先ほど、係長からも申しあげましたように、やはり私たち自身も条例をつくっていく中でこういうことだったんだとか、気づいたこともいっぱいありますし、不勉強だったところもいっぱいあったことはすぐくお見せしてるところなんですけど、パブリックコメントでも、やはりこう、何で手話だけなんだっていうようなご意見も実際ありましたし、それは、多方面のほかの障がいをもっと、取上げなきゃいけないんじゃないかという意見とも考えられますし、逆に言うとやっぱ手話と手話の手話言語を認めてほしいという形にしてみると、いやいやっていう、やっぱりそこは私たちもっと人権として認められてこなかったんだっていう主張っていうのもありましたので、ちょっと中途半端な印象もあるかもしれないんですけど、まずは町民の方々に、この条例をきっかけに、私たちも施策いろいろこうこれから進めていく中で、理解を深めていただき、理解を深めていただくようなことをしていきたいというところは思いとしては強く持っておりますし、決してどちらかを、ピックアップし、何か強調してピックアップするとか、そういうことではなく皆さんにやはり、障がいの方たちを思いやりながら、生活して、美瑛町で安心して過ごしていけるっていうことを最終の到達目的として、置いておりますので、そういった中でまた、進めていく中で、いろんなご意見も頂戴しながら、必要に応じて条例を見直して、簡単なことではないんですけども、そこは否定せずに、前向きに取り組んでいきたいなという風には思っております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに総括でございませうか。

(「はい」の声)

7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) お願いします。参考までに伺いたいんですが、私はちょっと身近に障がいを持った人がなくて、よく分からない部分もあるんですが、今、何とか皆さんスマホをお持ちで翻訳機能とかとっても進んでるんですけども、以前その不利益をこうむったその障がいのある方たちも、今現在の気持ちというか、便利なものがどんどんどんどん開発されたアプリ、翻訳ソフトとかあるので、かなり軽減されてるような印象なんですけども、違いますでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 そうですね、白石委員おっしゃるように、障がいのいろんな障がいの部分で、今翻訳機能だったりとか、あと、中にはQRコードをかざすと音声で聞こえた音声コードとかって、あと、中には手話でそれを表現してくれるっていうような、そういった結構アプリとかそういう媒体が増えてきてまして、そういったところの支援というのは結構進んでいるので、障がい全体的な部分でいうと、過去よりは生活しやすくなったというところは間違いないか、間違いないかなという風には思うんですけども、その中でもやはり手話言語の部分については、そういった意思疎通が少しずつ支援されていながらも、やっぱり言語としてはなかなか認められていないっていうところで、過去の歴史もあるんですけども、そこも、今ですね学校とかでもいろいろ手話のやっぱり教育とかっていうところも、ここの事業のほうで取り入れたりしてるんですけども、その中でも、何ていうんでしょうかね。支援の部分の教えたりっていうところはやっぱりこういう風に例えば有り難うだったらこういうにあるんだよとか、そういった風に、やり方について教えたりするんですけども、その部分の手話の言語としての理解というところが、やっぱり長年の歴史の中でも、なかなか進んでいないという部分もありまして、法律もそうですし、あと北海道のほうでも、平成30年に手話言語条例を取り、つくってますけれども、なかなかそれが見られたりとか、町民の皆さんもそうですし、道民の皆さんもそうだと思うんですけど、なかなか見て知ってますよと。そういった方っていうのか、本当に少数の方しかいないというところも現実としてありますので、やっぱりその部分の理解を普及していく、増やしていくというところが非常に重要なんじゃないかなという風に考えております。

以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに、総括質疑ございませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、これで総括質疑を終わります。

次に、条文ごとに事務局が朗読し、審査を行います。初めに、前文の審査を行います。

○**議会事務局長**

(条文の朗読を省略する)

○**委員長（八木幹男議員）** 前文について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

6番、青田委員。

○**委員（青田知史議員）** 6番、青田でございます。前文のですね、下から4行目以降。このような状況を踏まえ、本町においては、手話言語の理解を普及を図るとともにの後ですけれども、これはあくまでも、これまでの経緯経過含めて説明して、それを理解した中では、言語としての手話のほか、意思疎通手段としての要約筆記、点字、音訳、拡大文字、平易な又は具体的な表現というような理解で、ここにですね、やっぱり言語としての手話というのを、挿入するであるとか、そういうことが、より今、これまでの議論の中では必要になってくるんじゃないかなと思います。今回間に合わなかったとしてもですねその辺りについては、今後ですね条項の加えていくだとかってということも必要になるかと思いますがその辺りの認識について伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○**委員長（八木幹男議員）** 福祉係長。

○**福祉係長** 今の下から4行目の部分のところの手話の部分。手話言語の理解前段はもちろん、言語としての手話というところで記載をしております、後段の手話図るとともにの後はですね、青田委員おっしゃるとおりですね、意思疎通の手段としてこちらの部分を支援していきたいというところで、例としての手話のほか要約筆記等ということで、記載のほうをさせていただいております。こちらの前文の内容につきましても、かなり条例の検討部会とあと実践協議会の中でも、こういう言葉を使ってほしいとか、こういう言葉は、できれば使わないでほしいとか、いろんなご意見ありまして、その中で言語としての手話っていうこと言葉もちょっと中には入れていたときもあったんですけども、いろんなちょっと意見で検討していく中で、その部分の言葉が今なくてこういった表記になっております。で、こちらのほうの中で今後運用していく中でも、やはりその前文の中身、障がいに係る情勢の変化、もちろんあると思いますし、手話の部分についても、いろんな法律がこれからできたりとかする可能性もありますので、そういったところ認識も変わってくることも考えられますので、今委員頂いたご意見もちょっと参考にしながら、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○**委員長（八木幹男議員）** ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第1条、第2条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第1条、第2条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田でございます。よろしくお願いします。それでは第2条のですね、用語の定義の1号障がい者と2号ろう者についてご質問いたします。美瑛町では古くから障がいのがいをですね平仮名で記載してると思うんですけども、障がい者の権利に関する場訳や障害者基本法についてはですね、障害者は漢字で書かれてると。国は害を漢字で書いてるんですけど、美瑛町で障がいのがいをですね平仮名にした経緯とですね、どういった意味があるのかというところをちょっとお聞きしたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 ただいま質問のありました用語の定義の障がいの部分に関しまして、お答えさせていただきます。障がいの部分ですね、基本的には美瑛町のほうですね、がいは平仮名を使うということで、ほかの条例もがいは平仮名のほう使っております。しかしながらですね、名詞として使われているものを法律名だとか、あとはこちらの第1号で言いますと、身体障害、知的障害、精神障害。こういったところのですね、この身体障害というこれが一つの、名詞としてなっております、こちらの書き方は障害者基本法の障害者の定義と同じなんですけれども、ここですら身体障害者の身体障害っていう部分はもう一つの名詞として扱われているため、その部分の外を変えてしまうと意味合いその名詞の意味合いと変わってしまうというところで、その部分は漢字を使っております。基本的には障がいのがいは平仮名ということで、運用してるところは変わりありません。はい。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 名詞としてがいを漢字にするっていうのは分かります。平仮名にするっていうのも優しく思いやりを持ってというような、そういう心遣いというかそういった意味の平仮名表記っていうことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 そうですね、がいのほうもいろんながいが過去にも出てきてるから、石辺の碍だとか、普通のこちらの害だとかっていろんな表記があるんですけども、やはりそのがいていう事自体が意味合い的には、やっぱり害するとかそういったところのやっぱり意味合いがあると

いうところで、そういったところにはないですよっていうような意味合いを込めてですね、障がいのがいは平仮名で、思いやりというんでしょうかね、そういった部分も含めて、がいは平仮名で取り扱っております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 分かりました。それでは2号のですね、ろう者についてお伺いいたします。一般的にですねろうあ者という区分っていうですかね、分けもあると思うんですけども、ろう者とろうあ者の違いと、それからろうあ者はろう者に配られるのかどうかそこら辺のところをお聞きします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 用語の定義のろう者の部分になりますけれども、こちらのろうあ連盟とかでもですね、このろうあ者というのを使っておりまして、ろうあ者とも使うことがあるんですけども、基本的にはですね、ろうあのある者って書かれるぐらいなので、基本的な意味合い的には同じものになるんですけども、一般的にですね条例とか、一般的社会的に使われているのが、こちらのろう者でろうの事も漢字の難しい字も使ったりっていうこともあるんですけども、読みやすいように平仮名で表記されることが一般的っていうところもありまして、こちらのろう者という風に規定させていただいております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 5番、保田委員。

○委員(保田 仁議員) 5番、保田です。ろうあ者をちょっと調べると、ろうあ者というのは聴覚の障がいとそれから言語、しゃべることの障害と両方含んでろうあという風に言うという風なことはちょっとネット上で調べたら書いてあるんですけども、ろうあ者もろう者に含まれるという、形の考え方でよろしいでしょうか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 そのとおりですね言語障害ある方もいらっしゃいますし、この両者の部分も、実は検討する中で、ろう者といっても、最初先天性の、もう何も難聴、もともと聞こえない方もいらっしゃれば、途中で何かこう、けがをしてとか、そういった高齢になって聞こえなくなった難聴者の方もいらっしゃるというところで、いろんなろうあ者のもちろん表記もどどうだということいろいろ検討したんですけども、基本的にはろう者というところが主んと、言語第一言語だよということの手話を使われてる方が、何ていうんでしょうか。名詞としてはやっぱりろう者というところがありますので、もちろんろうあ者の方もろう者に含まれてますし、こ

の中には例えば中途難聴で手話を覚えて、それを言語として、今使ってますって人ももちろんろう者に入りますので、はい、そういった方を含めるという形で規定しております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 6番、青田でございます。よろしくお願いします。第2条の（3）意思疎通手段について、20ほどの手段が列記されております。この中で、私は手話は、独特の言語体系を持つ自然言語という認識でありますが、この列記されている20の集団の中で、言語として捉えられるのは何と何があるのか、そしてまたこの、まず伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 こちらの用語の定義の中の意思疎通手段の中で、基本的に言語体系ということで第一言語として使われるというような認識されているものにつきましては、基本的な手話とあとは手話を基に使われる触手話っていうところでは、そういった言語として使われているもの後は、あくまでもコミュニケーションの手段という形で使われるものとなります。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 答弁頂きました。今の答弁のとおり、私も、言語体系の中に含まれる、意思伝達手段としては、手話と触手話という風に理解しております。それであれば、この意思疎通手段の列記の中で、手話と触手話というのがですね、頭にきて、そのあと、そのほかの意思伝達手段というのがですね、なるのが、この条例の意思を反映したような列記になるかと思うんですけども、この列記の順番についてはですね自立支援協議会等の中での議論はあったのかなかったのか、伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 ただいまの意思疎通手段の列記の順番なんですけれども、こちらですねこの表基順は条例検討部会のほうでですね、並び順もいろいろご意見頂きまして、こちらの並び順としましては、手話は手話言語というところでの1番左側に載せているんですけども、そのほかはですね、まず筆談、音声認識システムの部分は、実際美瑛町のほうでしている窓口とかで聴覚障がいの方がおられて、手話が職員ができないというところもあるところもあるんですけども、筆談を使ったりということで、コミュニケーションを図るということも実際してる部分もありますし、音声認識システムというのもUDトークっていう声を文字に起こして、字幕のような形で表示するというシステム。こちらもですね町のほうでもちょっと使ったこともありまして、

そういった実際支援している部分を列記しているといったところをまず最初に載せております。あと、こちらの順番についてはいろんなご意見頂いたんですけど、大まかには最初のほうが身体に係る障がいとあと知的とかっていうような形で一応ある程度障がいも分かるように載せたほうが町民の皆さん分かりやすいよねっていうところと、あとは町民の皆さまが見て、要約筆記とかでいうと今旭川のほうで、1市8町でやっている講座の承りをして実際申込みをされているところもあって、そういったところも町民の方、知ってる部分もあるかなというところで分かりやすい、意思疎通手段を載せたほうが皆さんに理解してもらえるかなというところのいろいろご意見も頂きながら、こちらの順序とさせていただいた経過があります。以上です。

○委員長（八木幹男議員） 質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第3条第4条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第3条及び第4条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

6番、青田委員。

○委員（青田知史議員） 6番、青田でございます。基本理念の第3条の第1項と第2号について、伺います。まず、こちらのですね、手話言語が手話が独自の言語体系であるという風に明記したことについては非常に評価できるし、当事者の方もこれについては、ご理解というか、喜ばしいという風に受け止め、前向きに受け止められるかと思っております。また、2項において意思疎通手段を確保するというところで、全ての手話言語以外の意思疎通手段についても、明記していると。この順番については、検討部会や自立支援協議会で、特に何かそういうのが、順番についての議論あったのかなかったのか。まず伺いたいと思います。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 ただいまご質問頂きました基本理念の第3条第1項と第2項の部分につきまして はですね、先ほど課長のほうからもちょっと申し上げたとおりですね、条例の並びといいますかね条例名の順番というところもいろいろ検討、ご意見賜った中で検討してきたんですけども、当初ですね意思疎通の部分が前、前段のほうに出ていた条例の中では、第2、2項、第3項は、それぞれ第1項、第2項のほうにありまして、第3項に手話言語の理解及び普及はって いうところで始まっていたところなんです。いろいろな検討を踏まえる中で、やはり手話言語の部分はやはりほかの意思疎通のやつと違うということで、そこはやっぱり切離して考えて一つの

言語だよというところをしっかりと認識してほしいというところのご意見のほうも賜りまして、こちらはまた再度検討した結果第3条第1項に、手話言語の理解及び普及ということで、条例名の順序と合わせるような形で、先に言語の部分を明記しております。一方、第2項と第3項につきましては意思疎通の部分で選択する。まず、確保、選択する機会をまず確保しないといけないよというものとその意思疎通を使うというまず、その部分はしっかり尊重してあげてくださいというところの記載を、第2項、第3項に規定するという順序になりました。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 9番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。先ほど京屋委員のほうからも大きな力に引っ張られたとか大きな声に引っ張られたとかそういうようなね、感想とか評価があったんですけども、やはりこの順番についてはですね、やっぱり手話言語条例を作りたいというそういう町民の方が発案して発案とか町長に持ってきて、それで今回この条例がつくられてきていると。やっぱりいろんな力、関係が働いてですねここまで来てるのかなと本当に事務局もとか担当課も本当にご苦労されながらですね、これまでやってきたなだろうという風に思っけて書かれて、本当に大変だったかなという風に思って受け止めているんですけども、ただ手話言語をつくってほしい手話言語条例つくってほしいという方からしてみると、自然体系、言語体系、自然言語として現行体系に含まれている手話が、ほかの意思伝達手段として包括的に網羅されることによって、埋没していくとか薄まっていく危機感みたいな感じてるからそれやっぱり順調だとかやっぱりいろいろそういうようなね、意見が出てきているのかなという風に思います。これはもしかしたら障がいのある分野でのですねやっぱりこうそういう思いだとか、本町の場合、自由活発の議論の場でのですね、いろんな形の活発な議論がされてきたのかなと受け止めてるんですけども、ただ、やはり他の一手段とは違うんだということでしっかり第1項で明記していることについて評価できるんです。ただ、これもやっぱりね今後、果たしてこの状況で包括したままでいいのかというのは最後の議論が残るものですから、本当に苦労されてつくられたきた条例案かなとは思いますがそこについてですね、いま1度、お考えを頂ければと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長。

○保健福祉課長 本当に先ほども申し上げましたが、本当にいろんな議論を重ねてまいりました。やはり単独にし、それぞれつくったほうがいいんじゃないかっていう議論にもなったこともありましたが、それも踏まえながら最終的に複合にしたっていう、経過の中では現時点で、やっぱり町民、今の美瑛町にあった中で、複合にしたっていう風に私たち担当としてはこれがベタ

一だったかなという風には思っています。今後、本当に皆さんの理解がどんどん進んで、いろんなそれぞれの障がいの方たちの思いや意見がどんどんこう出てくる活発にやっぱり出てきて議論されることがすごく望ましいなという風に思っておりますので、そういった暁に、結果としてまたやはりそれぞれでもっと充実した条例にしたほうがいいんじゃないかっていう、機運が高まって、ときにはそういった風に改正していきなりまた新たに制定するとか、そういった風に考えていきたいなという風には思っております。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第5条及び第6条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第5条及び第6条について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

高田委員。

○委員（高田紀子議員） ごめんなさい。ありがとうございます。すいません、13番、高田です。第6条の施策の推進についてお聞かせください。約5項目出ているんですけども、出されているんですが、この内容についての検討についてどのようなことかあったのか、まずお聞かせください。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 福祉係長。

○福祉係長 ただいまご質問頂きました、第6条の施策の推進のかかる部分ですけれども、こちらですね内容につきましても検討部会、地域自立支援協議会のほうでもいろいろ検討をさせていただいて、内容的には、手話言語の部分の理解普及っていうところ、こちらも基本理念の第3条のほうにもちょっと関わってくるところになるんですけれども、順番的に手話言語の部分がまず第1号のほうに掲げさせていただきまして、第2号の部分についてまず意思疎通手段がどんなものがあるのか。いや、聴覚障がいの方は手話だけだよねとか、筆談だけだよねとか、そういった風にならないように、いろいろな障がいの特性に応じた意思疎通コミュニケーションを図る手段がいくらでもありますよねっていうところをまず、理解していただくのが大事だねというところで、まずその部分が第2号という形になっております。

第3号につきましては、必要な環境ということで、先ほど白石さんから白石議員からもご質問頂きましたけれども、やっぱりいろいろアプリとか、そういったもので意思疎通の支援が図られる環境というの、大分整備のほうはしてきてはいるんですけれども、やはり偏ってる部

分っていうところもあったりとか、あともう少しやっぱり、環境を整えていく必要ことによつて、意思疎通の手段はこれ以上に図られるといったところが重要だということで、そこを第3号のほうに規定をしております。で、第4号は先ほど私のほうからちょっと触れさせていただきましたけども、支援者、要約筆記者、手話通訳者とか、いろいろな支援者、いらっしゃるんですけども、こういった方々がないことには、そういった意思疎通を図るための手段がうまく使えないという部分もございます。そういったところの人材の確保とか養成というところの部分施策として、やはり掲げる必要があるというところの、こちらの四つと、あと5番については、それを、以外の部分というところで、こちらの5項目のほう、検討の結果、計数記載を規定をしているところです。で、こちらの方につきましては、ご意見としてはやはり、この内容についても、社会情勢とかの変化に伴いまして、こういうものを追加したほうがいいんじゃないかとか、この名称へ変更したほうがいいんじゃないかとか、そういったところの部分だったりとか、あと、こういうことを推進してたほうがいいんじゃないかみたいなそういったご意見のほうをですね、賜る、それを反映するっていうところも、踏まえまして、条文の中で、そういった障がいのある当事者だとか意思疎通支援者の方等ですね、ご意見を聞きながら、その意見を尊重してこの推進をしていくというようなことを規定をさせていただいたところで、以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。ここの内容って、意思疎通手段のことについての施策をついてるんですけども、まずその障がい者っていうのはそれぞれ、障がいの障がいによって、その情報を受けるっていうところが、様々に、弊害というか、壁があるところがありますし、特にですね、国がですね障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に係る関する法律って、令和4年度にできてるんですけども、その中で、やはり障がい者でない方と障がい者も同一の同一のどういう同一時点で情報を得られるっていうことも、施策の一つに入って、基本理念の中に入ってるんですね。この中にそのことも含めなければ、一つの手段としてそれを利用するっていうところのことを明記をされているんですけども、まずその情報を得てそれをどうやって意思伝達していくかっていうところにあるので、そこんこの施策も入れていただけないかなあという風に考えたんですけども、ご意見を願います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 ただいまご意見頂きました、意思疎通の部分のところですけども、ですね、一応令和4年の国の法律のほうをですね、私のほうも承知しております。認識しておりまして、そ

の中でもやはり合理的配慮の部分の改正にも、障害者差別解消法の部分も触れてくるんですけども、やはり障がいがある人とない人が等しくまず情報を入手できる機会がまず必要だよってところが、まず第一、一番大事なところというところで、まず情報を、障がいがあるからも、受け取れない、ない人はもらえるみたいな形の、そういった不平等なところをまず解消していくってところがまず必要、重要だということは認識しております。その上で、障がいのある人がどういった手段を用いて相手とコミュニケーションをとるか。そういったところが次の2点、大事なものだということで認識しているんですけども、こちらにつきましては検討の中でもやはりその部分は、ご意見頂いておまして、まずやっぱり知ってもらわないと特定の障がいのことをやっぱり、例えば身の回りにいる方でご存じだということはやっぱり、いるんですけども、やっぱりこういう障がいもあるんだ、こういう障がいの方はこういう手段を使われるんだ。っていうような、そういったところの理解をまずして、していただくということがやっぱり大事だということで、まず理解してもらわないとその情報を使って、その手段を使って情報を入手することすらままならないということもありますので、こちらの検討した中では第2号の意思疎通の手段の理解まず利用する前段ですね、まず理解及び普及のための施策というところで、ここの意思疎通に係る部分の推進ですね。その部分をするために理解してもらい、さらに知ってもらって、障がいのある人がそれを利用するに当たってまず使いやすい環境というんでしょうかね、そういったものをしっかり整えていくのが1番大事だねというところで、第2号のところ、その部分を包含した中で規定をさせていただいているところで、以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。はい。そういう手段を使って、障がい者の方たちもそういう手段を持っているっていうことを知ってっていうところの理解と普及っていうところも分かるんですけども、すいません。具体的に言うとですね、視覚障がい者の方で、広報とかありますよね。広報とか、広報ですね。防災無線とかでは、その時その時の情報がそこで手に入るんですけども、町の情報はやはり広報になってくると思うんですよね。そうすると視覚障がい者の方にして、その時点ですぐそれが情報として入るかっていうと、なかなか難しいというか、まず、先ほど係長がおっしゃった意思疎通の手段を知らないから、それを知ることができないということもあるかもしれないんですけど、まずそこも、情報、そういう方たちのためにこういうものが、町としてできることを先にやってほしいかなっていうところがあって、それで、事業者もそうですけど、事業者の中でもそういう、この項目にも入ってくると思うんです。中に入るんですけども、事業者も結局、そういう障がい者が入ったときの対応策としてこういうものがあるっていうことを、まず安定させるというか障がい者にこういうこ

とがあるんだよってということが情報としてあれば、まず一段階で一安心っていうか、本人が使う、情報を得ることをまず、こういう風にできてるんだって通常でできてるっていうことを、広めてほしいかなっていうところがあって、まずはその情報を伝えるっていうところのもう1項目入れないと、何かその意思疎通だけのほうだけに、機械とかいろいろツールを使ってするっていうだけのことであって、まず、こっち側、提供する側もしっかりとそこを視点に置いて、提供するっていうことを、考えるためにちょっと、一項目入れてほしいなという風にちょっと思ったものですから、ちょっとご意見をお聞かせください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 ただいまご意見頂きましたとおり町の広報だったり防災無線の内容ラインに流れるようになったの逆に耳が聞こえない方が目で、視覚で情報取得するというので、LINEは非常に助かるっていう方だとか、そういったお話も伺っております。広報の部分は今紙面で配布されているところになるんですけども、その部分も将来的にはそういったほかの障がいの方でもいろんな障がいの方が見、見て情報取れば見なくても情報がとれる耳で聞こえるだとか、そういったことを将来的には、もちろん町としても検討していく必要があるのかなという風に思いますし、それ以外の部分で例えば窓口の対応の部分だとか、それを、以外の部分の手續とか、行事に参加するに当たっての配慮、合理的配慮の部分にこちらなるかなと思うんですよ。国のほうで改正してる合理的配慮の部分の中ではもちろん、行政機関は義務づけられてますし、先だっては事業者にも義務づけられてるということで、合理的配慮の部分もですね町民コメントの中でも合理的配慮の部分もちょっとしっかり周知をして、事業所の皆さんがちゃんと分かるようにっていうところのご意見も賜っているところなので、そういったところは町として、合理的配慮の部分の周知っていうところをしっかりとっていくとともに、できるだけ障がいがあるなしにかかわらず等しく情報が皆さまに行き渡るような形の部分はやっぱり検討して行って、推進していきながらも、事業者の事業者の皆様にも、その部分は、こちらの条例で言いますと町民及び事業者の役割の第5条の第2項の部分でも、こちら改正された内容にはなるんですけども、国のほうで改正された内容になるんですけども、改めて町としても、事業者の皆さまに合理的配慮の提供の義務というところをしっかりとうたって、当町とあと事業者と、そういったところでしっかり合理的配慮を提供する中で参加しやすいとか、情報が取り、入手しやすいような、環境を整えていくっていうことが必要と思っております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに。

(「はい」の声)

失礼しました。7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) すいません。時間かかってるんですけどすいません。7番白石です。

今の同じところで5条の2項なんですけども、事業者が合理的配慮を提供しなければなりませんという、ふっと考えたら、提供しなかった場合はどうなんだろうという。条例って非常に重いものだと私は思うんですが、例えば努力、努力するべきってのは分かるんですけども提供しなければなりませんという文言だと、かなり厳しい文章になると思いますが、いかがですか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 福祉係長。

○福祉係長 ただいまのご質問の合理的配慮の部分なんですけれども、こちらですね令和6年の4月からですね、障害者差別解消法という国の上位の法律が改正されたことに伴いまして、行政機関以外の事業者、個人でやってる方も含めますけれども、そういった事業者のほうにも、提供の義務化っていうのがもう明記されておまして、国のほうでも、しなければなりませんっていう表記になっておまして、そのうちの条例という部分になってきますので、国のほうに合わせた形で、しなければなりませんというような、ちょっと罰則のほうはあったはずだと思うんです。基本的には無理のない範囲でっていうところがやっぱり、ありますので、無理して例えば建物を無改修してこれを受入れなさいとかそういうことではなく、ちょっと目が見えなくて、目が見えなかったら、うちの入店駄目ですよとか、ただそういった障がいがあるっていう理由で入店を拒むだとか、手続を受けないとか、そういったことが、過去いろいろありました。そういった経過があったために、それを配慮してあげて、目が見えなかったら、こちらで声で例えば説明するのでとかそういった配慮を対話の中でできる配慮を考えて提供するというところが合理的配慮なので、そういったところはやっぱりしっかりと明記して、国の法律に合わせた形で規定したいという風に思っております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7条、第8条及び附則について審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第7条第8条及び附則について、質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案第6号全般について質疑を許します。質疑はありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。これで議案第6号についての質疑を終わります。

暫時休憩いたします。保健福祉課、説明員の皆様お疲れさまでした。

休憩宣言（午前11時00分）

（保健福祉課説明員 退室）

再開宣言（午前11時01分）

○委員長（八木幹男議員） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、美瑛町手話言語の理解及び普及並びに障がいの特性に応じた意思疎通の総合的な支援に関する条例の制定についての件を採決いたします。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

挙手多数であります。したがって、議案第6号の件は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託された案件は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、条例審査に当たり積極的に議論を頂きありがとうございました。本条例に関する事前の町民コメントでは、10件のコメント中5件が条例内容に疑問を呈しており、委員各位がどのような民意を受けて審査に臨んでいるのか、心配しながら議論を進めてまいりました。議会での議決では、常にベターな選択であると、このように考えております。また、このことが議会あるいは議員は未来の被告人と言われる由縁ではないかなと思っております。短い時間ではありましたが、委員各位の協力のもと、十分議論の上、結論を導き出されたということに対しまして感謝申し上げます。ありがとうございました。

以上をもちまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

午前11時02分 閉会